

議案第27号

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

西亀有保育園を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区上平井保育園の項を次のように改める。

〃 上平井保育園	〃 西新小岩四丁目33番2号 葛飾区子ども未来プラザ西新小岩内
----------	------------------------------------

別表葛飾区西亀有保育園の項を削り、同表葛飾区白鳥保育園の項中「〃 白鳥三丁目32番6号」を「〃 西亀有一丁目18番6号」に改める。

付 則

この条例中別表葛飾区上平井保育園の項の改正規定及び同表葛飾区西亀有保育園の項を削る改正規定は令和5年4月1日から、同表葛飾区白鳥保育園の項の改正規定は同年7月18日から施行する。